

平成16年3月5日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	21 番	中西裕司
10 番	北原慎也	22 番	小池幸照
11 番	寺山富子		

2. 欠席議員

20 番 松尾征子

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂本博昭
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

平成16年3月5日（金）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1

一般質問（通告順による）

平成16年鹿島市議会3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	5 橋 爪 敏	1. 教育行政について (1) 新しい学習指導要領について (2) 2学期制の導入について 2. 庁内の改革及び活性化対策について (1) 電話の対応について (2) 夏に合ったスタイル（ノーネクタイ）の取り組みについて (3) 提案制度について (4) 予算使い切り意識改革について (5) まだら分権について
2	10 北 村 慎 也	1. 高津原台地から市街地等への循環型福祉バスの運行について (1) 207号バイパス開通後の高津原台地の生活環境の変化への対応 (2) 福祉型バス運行にかかわる要件は？ (3) シルバー人材センターの人材活用はできないか 2. J R長崎本線存続運動の強化について (1) 最近の新聞情報をどのようにとらえるか (2) 長崎新幹線整備に対応する手だては (3) J R長崎本線沿線住民の結束強化策について

午前10時5分 開議

○議長（小池幸照君）

開議に先立ち申し上げます。

本日、質問を予定されておりました20番松尾征子君につきましては、体の都合により欠席届が昨日提出されました。よって、20番議員の一般質問通告が取り下げられましたことを御報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

おはようございます。5番議員の橋爪でございます。通告に従いまして一般質問をいたしたいと思っております。

その前に一言お礼を申し上げたいと思っておりますが、聞くところによりますと、ことしも10数名の職員さんが退職されるということを知っております。長い間、市勢発展のために御尽力をいただいたわけでございますが、退職後は十分お体に注意されまして、我々市民の御指導も賜りたいというふうを考えております。

それでは、通告をいたしました2点について質問をいたします。

まず1点目は教育行政について、2点目は市内での改革及び活性化対策について、お伺いをいたします。

まず、新しい学習指導要領についてお伺いをいたしますが、文部科学省では、全国どこにいても一定の教育水準の教育が受けられるようにするため、学校カリキュラムを編成する基準として学習指導要領が定められています。平成10年12月に告示された新しい学習指導要領により、平成14年度から完全週5日制のもと、ゆとりの中で一人一人の子供たちに生きる力を育成することを基本的なねらいとして実施されております。

この週5日制については、平成4年9月より月1回、平成7年度から月2回と段階的に進められ、平成14年度からは完全週5日制が導入され、ゆとりを持って学習できるよう授業時間を約3割縮減され、わかる授業、楽しい学校の実現、みずから学び、みずから考える力の育成や特色ある学校づくりに取り組んでおられるようでございます。

また、生きる力の育成を目指し、各学校が創意工夫を生かして、これまでの枠を超えた学習などができる総合的な学習の時間を移行期間として12年度から取り組まれ、平成14年度から週2ないし4時間程度、完全実施をされているようです。

そういう中、文部科学省の諮問機関であります中央教育審議会は、平成15年10月7日、学習指導要領の改訂を求める答申を文部科学省に提出されましたが、特筆すべきことは、指導要領をすべての児童・生徒が学ぶべき最低基準と明確に位置づけ、さらに、教える内容を制限している歯どめ規定の見直しを求めており、ゆとり教育から学力重視へと方向転換した答申ではなかろうかと思っております。

文部科学省は、昨年10月の中央教育審議会の答申を踏まえ、学習指導要領のさらなる定着を進め、そのねらいの一層の実現を図るため、昨年12月26日付で学習指導要領の総則を中心にその一部を改正し、各都道府県教育委員会へ通知をされているようでございます。その内容を見ますと、一つが学習指導要領の基準性を踏まえた指導の一層の充実、二つ目が総合的な学習の時間の一層の充実、三つ目が個に応じた指導の一層の充実などが主な内容のようでございます。すなわち、授業で教える範囲を制限する歯どめ規定は残しますけれども、指導

要領を超えた発展的内容を授業で教えることを認め、総合的な学習の時間については学校ごとに目標や全体計画を立て、習熟度別授業や発展的学習の促進を盛り込んであるようでございます。

そこでお伺いをいたしますが、1点目は、新しい学習指導要領のもと、完全週5日制により約30%授業が縮減され、2年を経過したわけでございますが、その間、学力低下はなかったのか。

2点目は、標準授業時間は学校教育法施行規則で、小学校が学年別に782時間から945時間、中学校は980時間とされています。文部科学省が今年の6月に平成14年度の総授業時間数を全国調査され、発表されていますが、標準時間数を超えた公立校は小学校で80%、中学校で50%以上になっているようです。鹿島市内の小・中学校ではどうであったのか、お伺いをいたします。

3点目は、総合的な学習の時間は、移行期間を経て平成14年度から完全実施されていますが、その成果、あるいは児童・生徒の反応はどうであったのかをお伺いいたします。

次に、評価についてお伺いをいたしたいと思えます。

新しい学習指導要領のねらいを実現するためには、子供一人一人に学習指導要領が示す基礎的、基本的な内容が確実に身につけているか、みずから学び、みずから考える力などの生きる力がはぐくまれているかどうかを適切に評価し、指導の改善等に生かしていくことが重要ではなからうかと思われます。新しい学習指導要領の実施にあわせて、平成14年度からは集団内の位置をはかる、すなわち子供同士を比べて評価する相対評価から、一人一人が学習の目標にどれくらい到達したかを見る絶対評価に変わって2年を経過したところでございます。

文部科学省は今年の6月、新しい学習指導要領の実施にあわせて、平成14年度から小・中学校で導入された絶対評価について調査をされていますが、全国の小学校100校、1,148人、中学校70校の863人から回答があり、「評価方法が複雑になり余裕がなくなった」とする教師が小学校で70%、中学校で79%に達し、また、評価が高校入試の合否判定資料となる中学校では、76%の教師が「入試の現状にそぐわない」と回答されています。反面、「評価方法の切りかえで子供一人一人をよく見るようになった」という問いには、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答された教師は、小学校で66%、中学校で62%になっているようでございます。

そこでお伺いいたしますけれども、1点目は、絶対評価になってから市内の教師の意識はどうかです。先生方の意識。2点目は、絶対評価になってから子供たちの成果は上がったのかどうか、どうか、お伺いをいたします。

次に、2学期制の導入についてお伺いをいたします。

平成14年度から全国的に教育改革が行われており、その中で子供たち一人一人に目を向け

た指導のあり方や評価のあり方も変わってまいりました。そこで、子供たちへよりきめ細かな指導と評価を充実させ学力向上を目指していくための改革の一つとして、2学期制も考えられるのではなかろうかと思っております。

2学期制は、学校週5日制や新教育課程などに対応しようと導入し、学期ごとの行事の削減や長期休暇の有効活用を通じてゆとりのある教育につなげるのがねらいと言われております。2学期制を導入した場合の新1学期は4月から10月上旬、新2学期は10月中旬から3月とし、夏期休暇を1週間程度短縮し、学期の間に秋期休暇を挟むことになるようでございます。

2学期制を既に導入しているところは全国的に見ると、平成15年度は35都道府県の120市町村で、その内訳として小学校が525校、中学校が312校で実施をされているようでございます。主なところでは、仙台市が平成14年度から市内全小・中学校で実施、香川県丸亀市が平成15年度から市内全小・中学校で実施、宮崎市も平成15年度から市内全小・中学校で試行導入されているようでございます。また、金沢市、秋田市、横浜市、千葉市なども平成16年度から市内全小・中学校で実施されるようでございます。

県内では、牛津、山代、西有田の三つの中学校が導入されており、鹿島東部中も2学期制ではなく2期制を導入されているようでございます。東松浦郡巖木中学校も、2学期制の導入で始業式、終業式、定期テストなど学期ごとの行事を減らすことで年間約30時間の授業時間が確保でき、長期休暇を学期内に位置づけ学習に有効に役立てるなどの利点があるということで、ことしの4月から導入をされるようでございます。そのほか、牛津町の小学校、二、三日前の新聞に載っておりましたが、嬉野中学校、吉田中学校も、ことしの4月から導入予定ということでございます。また、佐賀大学附属小学校も4月より試行的に実施の方針を固められておられますし、武雄の小・中学校は選択制による導入を決定されております。

そこでお伺いをいたしますが、1点目は、学校2学期制にはどんなメリット、あるいはデメリットがあるのか。2点目は、鹿島東部中は、2学期制ではなく評価そのものを2回行っている2期制を平成13年度よりとっておられると、こう聞いていますけれども、どのような成果があっているのか、また、2学期制と2期制とはどう違うのか、その辺をお伺いしたいと思えます。

次に、大きな2点目の庁内の改革及び活性化対策についてお伺いをいたします。

昨年の5月30日、鹿島シティホテルで古川知事との対話集会がありましたので、私もそこに参加をしたわけでございます。その後、昨年の9月だったと思いますが、ちょうど古川知事の講演を聞く機会があったわけでございます。古川知事は、昨年の4月13日の就任直後は日本で一番若い知事だったそうでございます。しかし、それも35日でその座を徳島県の飯泉嘉門知事さんに奪われたということで、現在では全国で2番目に若い知事と、こういうことを言われておりました。また、マニフェストとして49項目を提案されて当選されておるよう

でございますが、知事は、マニフェストではなくマニフェストの試みと、こう表現されているようにございます。また、県ではなお県づくりのキーワードとして、一つがオープン、二つ目が現場、三つ目が県民協働に取り組むと、こういうことを言われておるようでございます。

4月23日の初登庁では、一つが電話で名前を名乗ろう、二つ目が現場に出よう、三つ目が授業参観に行こう、NPOに入ろう、こういうあいさつをされた、こういうふう聞いております。地方でのかたろうかいや、教育、子育てなども非常に力を入れておられるようでございます。

鹿島市でも昨年からネームプレート、名札を大きなのをつけられて、これは非常に市民の皆さんに好評なようでございます。

そこで、私も提案を含めまして四、五点お伺いをいたしたいと思っております。

まず、1点目が電話の対応についてお伺いをいたします。

先ほどから申し上げておりますように、県では昨年の4月24日より、これは知事の提案で、電話で自分の名前を名乗っておられます。私も、知事の講演を聞いた後、県庁へ、余り用はなかわけですが、五、六回電話をいたしました、全部が100%、名前を何々課の何々ですと名乗られました。非常に好感が持てたわけでございますが、鹿島市でもことしになってから、名前を名乗ろうというふうな話し合いがあって取り組まれたという話を聞いておりますけれども、そこで伺いをいたしますが、電話で名前を名乗ろうということに対してどのような対応、あるいは話し合いがなされたのか、伺いをいたします。

次に、夏に合ったスタイルということで、これはノーネクタイの取り組みについて伺いをいたします。

このことについても、県では昨年から取り組んでおられますけれども、これは職員の提案によって知事が採用をされたそうでございます。昨年の7月7日から9月末日まで、夏に合ったスタイルということで、すなわちノーネクタイを実施されておられます。これは自由なスタイルのため、柔軟な発想や意識が芽生えてきた、また、知事からお墨つきをもらえば非常にやりやすいというようなことを職員さんは言われておられます。しかし、このノーネクタイも場所によって使い分けているそうございまして、ノーネクタイを実施する場合は文書で連絡をして、きょうはノーネクタイで来てくださいということで連絡を文書に書いておくと、それからまた、平常業務の場合もノーネクタイと。しかし、議会とかそういうところではネクタイをちゃんとしていくということで、場所をわきまえてやっていると、こういうことでございます。

なお、16年度は県では7月1日より9月30日までを計画していると、こういうことを聞いております。

このノーネクタイ、あるいは先ほど申し上げました電話で名前を名乗ろうというようなこ

とは、これはもちろんお金もかからんわけですね。それからまた、条例改正も要らないと思いますので、その辺をどのように取り組まれるのか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、提案制度についてお伺いをいたします。

県では、ノーネクタイは職員の提案を採用されたということでございますが、鹿島市にも職員の提案制度があると、こういうようなことを聞いております。そういうことで、その内容、それから、今まで提案によって採用されたもの、どのようなものがあるのか、そういう点をひとつお伺いしたいと思います。

次に、予算使い切り意識改革についてお伺いをいたします。

今現在、三位一体改革の議論が行われておるわけでございますが、交付税の削減が国では1兆2,000億円とか、あるいは県では150億円、市町村平均で佐賀県は3億円、鹿島市では地方交付税、あるいは臨時財政対策債合わせますと640,000千円程度の歳入減が見込まれておるようでございますが、そういう中に県ではコスト意識を徹底し、予算使い切り意識を改めるため、15年度から、節減策で残した相当額を翌年度の予算上限額に上乗せして還元する新しいシステムを導入されています。予算は使い切らないと翌年度予算が削減されるということで、無理しても使い切る行政の悪習があり、今回の改革はこのような慣例主義の打破をねらって行われておるようでございます。事業内容の見直しや執行方法の改善など自主的な努力によって節減した場合、翌年度の予算要求上限額に節減分を上乗せできるとされております。旅費、あるいは光熱費、印刷費など行政的経費が対象で、コスト意識が徹底されればもう廃止すると、こういうふうな考えが県にはあるようでございます。

全国では、16の県がこれを導入されているようでございますが、鹿島市ではどのような対応をされているのか、また、今後どのような対応をしようと考えておられるのかをお伺いいたします。

次に、まだら分権についてお伺いをいたします。

国では、先ほどから申し上げますように、三位一体改革が言われる中、古川知事は知事選のマニフェストで上げられたまだら分権を提唱されています。この原形は鳥取県にあると、こう言われておりますけれども、全県に一律におろせる権限だけを移譲する護送船団方式と違いまして、権限が欲しいとやる気を表明する自治体を優先しておろす手挙げ方式とも呼ばれておりますが、県内の権限移譲は、そういうことになりますとまだら模様になるわけでございまして、これがまだら分権と言われております。

古川知事の就任後、県下49市町村に権限移譲の希望を尋ねておられるようでございますが、32の法律、105の項目が示され、うち86項目は佐賀市に集中し、手を挙げた市町村は10の市町であったと言われております。鹿島市も手を挙げられまして、学校教育法、学級編制及び教職員定数の基準に関する法律、統計法施行令、都市計画法などを希望されているようでございます。

そこでお伺いいたしますが、1点目は、希望されているのはどういうものかと、その内容がどんなものであるかですね。それから、2点目は、希望されたわけでございますが、県からの結果はどうであったのかをお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

教育問題2点につきまして、一通りお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の新しい学習指導要領にかかわってのお尋ねでありました。

御承知のとおり、今回改訂をされました学習指導要領は二つの特色がありまして、一つは、御指摘のとおり、学習内容の厳選といえますか、そして授業時数の削減であります。もう一つは、総合的な学習の新設ということであります。

そこで、御質問が4点あったかと思いますが、1点目は、週5日制が完全に実施されたことによって、いわゆる学力の低下はなかったかということであろうかと思っております。

結論的には、学力面において、いわゆるこのことによる変化は見られないというふうに現段階では分析をしております。その理由としては、二つの視点から私にとらえておりますが、一つは、全国との比較可能な学習到達度検査というものを毎年、市内の全小・中学校で行っておりますが、その結果、小学校の国語がやや横ばい傾向でありますけれども、それ以外はすべて全国平均を上回っているという状況であります。

もう一つは、県立高校の入試の成績でありますけれども、これは全県下同じ問題で受験をするわけですから、これも県の平均を上回っておりまして、15市郡別の順位におきましても、このところの健闘は評価できるものというふうにとらえております。

2点目の市内の学校において標準授業時間は確保できているかどうかということだと思っておりますが、これは市内の9校すべての学校、学年で標準授業時間を超えております。要するに、授業が確実に行われているということは、これはかねがね私どもとしては特に留意をすることでありまして、今後とも確保には努めていきたいというふうに思っております。

3点目の総合的な学習の成果として、児童・生徒の反応はどうかということだと思っておりますが、御存じのとおり、総合的な学習には教科書がありません。あくまでも子供、あるいは地域の実態に沿った各学校の創意工夫にゆだねられているものであるわけでありまして、子供たちの姿にも、やはりそれぞれの学校の色として成長が見られるように私にとらえております。

例えば、小学校では、環境、あるいはリサイクル等への意識や関心の高まり、あるいはふるさとへの思いを大切にする心、また、中学校では、職場体験等をいたしますので、その中であいさつであるとか、社会人としてのマナーであるとか、さらには福祉への理解、あるいは将来への考え方など、それぞれの小・中学校の発達段階に応じた変容が期待できるものであるというふうに思っております。つまり、総合的な学習をしたからといって、きょうあす

に形としてあらわれるものではありませんけれども、義務教育9年間の中で、徐々にではありますが、いわゆる生きる力の素地といいますか、こういうものが培われているものと私自身は手ごたえを感じているところであります。

4点目の絶対評価になって教師の意識、また子供たちの成果はどうかということだと思いますが、これもおっしゃるとおり、いわゆる集団として見てきた相対評価から、個人ですね、個の集合体として個人を伸ばすための絶対評価にこれは移行したわけですね。教師の意識として最も変化が求められたものは、授業の改善であります。つまり、一層きめ細やかな指導を余儀なくされてきたということでもあります。子供たちは、このことによって、いわゆる興味、関心に応じたコースの選択が可能になりますし、あるいは少人数での指導あたりによって先生方とより多く、より密接に機会が持てるといいますか、こういうことで少なくとも学力向上という面においては、私はプラスに左右をしているというふうに思っております。

次に、大きな2点目は2学期制についてでありますけれども、関連をしているものをまとめさせていただきますと2点になろうかと思えます。

一つは、2学期制は3学期制と比べた場合にはどうかということだと思いますが、私は2学期制の一番の特色は、年間が三つに区切られているものが2小間になることによって一つの期間が長くなった分、全体のペースが、いわゆる子供たちにとって精神的にも時間的にもゆったりとした流れになることであろうと、このことに尽きるだろうと思えます。このことは、いわゆるゆとりの中で云々という趣旨にも沿うものでありましょうし、メリット、デメリットをここで細々申し上げると幾らもあるわけではありますが、大づかみに申しますと、こういうことになろうかというふうに思えます。

ただ、見方によっては、このメリットがデメリットに転ずることも当然考えられることでありまして、やはり効果と課題は交錯をしており、表裏の関係にあるということも一方では認識をしておかないといけないと。あくまでも子供たちを中心に据えた場合にどうかという比較検討に意を払っていかなければならないというふうに思っております。

二つ目の、じゃあ、東部中での成果といいますか、子供たちの反応はどうかということでしょうけれども、この東部中は平成13年度から、いわゆる制度上の3学期制は残しながら、いわば準2学期制といいますか、こういう形をとっているわけですがけれども、つまり学期の変更は行わず、前期、後期を評価する上での節目として扱って、あとは一般的な日程と同じにして実施しているものというふうになります。したがって、完全な2学期型ではありませんので、子供たちの変容として特別にこれだというのはなかなかないというのが現状であります。

ただ、家庭訪問、あるいは修学旅行、体育大会等のいわゆる大きな行事を6月初めぐらいまでにもう集中的に実施をして、最も多忙を極める、いわゆる夏休みに入る前あたりですね、このところで子供たちに非常にゆとりが生じてきている。そして、教師との触れ合いもよ

り密接になって、比較的落ちついた状態で2学期以降にスムーズに入れると。現に生徒指導面におきましても、東部中はほとんど問題行動等もありませんし、総じて申せば、このあたりが東部中での試行の現状でもありまして、一つの成果でもあろうというふうにとらえております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

橋爪議員にお答えをいたします。

私の方からは、2点目の庁内改革の中で電話の対応のことと、それから、ノーネクタイのことにつきましてお答えをいたしたいと思っております。

まず、電話対応の件でございますけれども、このことにつきましては昨年12月の部課長会の席で市長からの指示がありました。早速、電話対応マニュアルを作成しまして、職員に配付したところでございます。

これまでは「何々課です」とだけ言っていたのを、名前まで相手に伝えると、そういうことで、市民の皆さんからの信頼も高まりましょうし、また、職員自身も仕事に対するより一層の責任感といいますか、そういったものが生まれてくるというふうに思っております。現状では、まだ完全とは言えないかもしれませんが、今後周知を図っていきたいというふうに考えております。

それから、2点目でございます。夏に合ったスタイル、ノーネクタイの取り組みについてということでございます。

ノーネクタイの取り組みにつきましては、当市でも平成13年度から取り組んでおりまして、週1回をノーネクタイの日として取り組んでおります。これは、地球温暖化防止対策としての省エネルギーの一環として実施をしております、御提案の、これを県庁方式といいますか、一定期間を設定して取り組んではどうかというふうなことだと思っております。

いわゆる仕事の能率をアップさせるということでは、以前、市役所内で職員のスリッパを全面廃止したという経緯がございます。このことは、いわゆるだらだらせずに気持ち的にびしっとして仕事をしようと、そういったことからの取り組みだったわけでございます。いわゆるラフなスリッパを靴に変えてきたという経過がございます。

御提案いただきましたノーネクタイにつきましては、県庁では仕事の能率アップにつながっているということですので、取り組み状況等について勉強をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

大きな2点目、庁内改革と活性化、その小さな項目の3番目以降、これが各課またがっておりますので、一括してお答えをいたしたいと思えます。

まず、2点目の3番目、提案制度、鹿島市における提案の内容とその採用状況ということでの御質問でございます。

まず、提案制度の概要でございますが、職員による提案制度は、昭和36年8月に鹿島市職員提案制度要綱ということで制定をされております。この制度の趣旨につきましては、事務処理の改善、それから事務能率の向上に関しまして職員が建設的な意見を提案することというふうにされております。そのことで行政運営を改善していこうと、それと職員そのものの創意工夫の意欲を高めようと、これが趣旨になっております。

それで、この提案制度の要綱に沿ったものは、なかなかあっておりません。これとは別に、全庁的に過去行われたものが2回ございます。これはもう10数年前になりますが、当時の竹下内閣のときにふるさと創生交付金を各団体に交付するというので、鹿島市におきましては、これをどう活用するか、この提案の募集が庁内であっております。これが何分古いものですから、何件の提案があったのかはちょっとわかりませんが、採用されたものが4件ございます。干潟海浜公園の観覧席ほか3件ほどの提案がなされて採用がっております。最近では、桑原市長が4期目の就任時に当たりまして提案を庁内から募集がありました。この平成14年度提案では、去年の6月の定例会で企画課長がお答えをいたしました。その内容では、庁内の組織とか職員に関するもの、それから市民と行政の連携に関するもの、それから契約、入札を含む事務処理に係るもの、それと市町村合併に関するもの、大別してこれぐらいの大枠になりますけれども、こういったことが数多く語られておきまして、このうちから取り組むべきものと判断されるものには、もう実行に移しておるものもでございます。

それから4点目、予算の使い切りというようなことで、御提案も含めたところでの御質問がっておりますが、まず鹿島市の状況というようなことでございます。

予算につきましては申すまでもなく、単年度主義というようなことで単年度を原則といたしておきまして、毎年11月の新年度の予算編成方針、市長の示達時に計数を新年度予算として計上していただく際、まずもって前年度の予算から10%程度の節減を各所管をお願いをいたしております。そして、各課当初予算のヒアリング時におきまして、現年度予算の執行状況を見て次年度当初予算をどうこうする、これはやっております。繰り返します。現年度の予算状況を見て次年度予算の当初予算をどうこうするというのは、鹿島市の場合とはっておりません。そして、新年度が始まりますと、各所管、歳入の方ではまず予算の額、これの確保はもちろんです。増額の努力をまずしてもらいます。一方、歳出におきましては、各所管ありとあらゆる方法で節減に努めてもらっております。財政課といたしましては、

この各所管の努力を大変評価させていただいてもおります。

それともう一つは、職員の感覚でございますけれども、補助事業に伴います予算執行、これは使い切ってしまうといけないという原則もあります。補助金の返還という問題も出てきますので、これは別にいたしまして、単独の事務事業の予算を使い切ってしまうと次年度の予算がつかんと、削られるという意識は職員はなくなっていったおる、持っておらないというふうに考えております。

それから、節減した予算執行残の上乗せの考え方でございますけれども、議員御指摘のように、県とか、あるいは大きな市あたりでは節減された予算は次年度に上乗せをするというようなことの取り扱いもなされております。鹿島市の場合では、先ほど申し上げましたように、各所管節減をしていただく、その努力は大いに評価をいたしておりますし、ぜひ上乗せをしたいとも考えておりますけれども、本市の場合は予算規模も小さくございますし、上乗せをしようにもできないといったような状況で、これはなかなか難しいところがございます。

それから5番目、最後の質問です。まだら分権につきましてでございますが、鹿島市の場合におきましては、先ほど御指摘がありましたように、7月30日に県あてに鹿島市が希望した権限移譲の内容につきましては、都市計画法関係で7条ほどに関係しておりますが、条文的には7条ほどになります。都市計画法関係がございまして、その内容といたしましては、都市計画事業関係の許可、認可、それから承認期間、これの短縮、権限移譲を受けることによる短縮を求めるものでございます。

それから、残りの分につきまして、これと同時に条文上において一部移譲されておったりおらなかったりと、同じ条文の中でそういったことがございまして混在をしているというようなことで、これを整合して全部を移譲してくださいという関係が都市計画法の中にございます。要望しておる項目になっております。

それから、教育関係ですけれども、公立義務教育諸学校の学級編制、それと教職員定数の標準あたりを定めた法律、これの関係と学校教育法で、学校の実態に応じて学級編制と教職員の配置ができるようにするために権限移譲をお願いしている部分があります。それで、この結果につきましてですが、県におきましては、権限移譲要望があった項目については今後検討を行っていきたいというふうにされておまして、この結果についてははまだ知らされておられませんので、今検討が継続されている現況ではなかろうかと考えております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

答弁ありがとうございました。2回目の質問をいたします。

まず、学習指導要領についてお伺いをいたしますが、学習指導要領の改訂では、学習指導要領の基準性を踏まえた指導の充実、すなわち児童・生徒の実態を踏まえ、学習指導要領に

示していない内容を加えて指導することができることを明確にし、指導時間の確保や、また個に応じた指導の充実、すなわち習熟度に応じた指導が加えられておりますけれども、今度の改訂をどのように受けとめておられるのか、また、どのような対応を考えておられるのか、お伺いをいたします。

それからまた、総合的な学習の時間の一層の充実も加えられておりますけれども、先ほども説明があったわけですが、総合的な学習の時間については、自然体験や、あるいはボランティア体験などの社会体験、観察、実験、見学、調査などの体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に活用することなど、体験活動を通じて子供たちの豊かな人間性や社会性をはぐくんでいくことの重要性が明らかにされております。

そこでお伺いをしますが、特に総合学習の一層の充実ということが加えられておりますので、その辺を今後どのように取り組む考えなのか、お伺いをいたします。

それから、評価についても詳しく説明をいただきましたけれども、新しい学習要領においては、みずから学び、みずから考える力などの生きる力をはぐくむことを目指し、学習指導要領に示された基礎的、基本的な内容の確実な習得を図ることを重視していることから、学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を見る評価、すなわち目標に準拠した評価、これは絶対評価を一層重視する必要がある、こう提言もされております。

絶対評価の特色は、先ほども説明がありましたように、児童の学習の実現状況がよりの確に把握でき、そのことで指導の改善を効果的に図ることができる点であると思われませんが、そこでお伺いいたしますけれども、絶対評価の客観性、あるいは信頼性を高める取り組みです、この点をお伺いいたします。

次に、2学期制については説明をいただきましたが、これは絶対評価に今度変わったわけですが、2学期制になった場合は評価あたりはどうなるのか、しやすくなるのか、その辺もお伺いをします。

それから2点目は、先ほど説明いただいた中で、特に今後、市内の小・中学校で2学期制を取り組む考え、その辺はどのように考えておられるのかをお伺いいたします。

それから大きな2番目で、詳しく説明をいただきましたが、昨年12月からということで、電話の対応については協議がなされたということですが、私は、ことしになってからそういう話をちょっと聞いたわけですが、1月の中旬ぐらいだったと思います。それから私も10回ばかり電話をしてみたら、「何々課です」ということは全部の方が言われますが、今のところ名前を言われた方は、私が電話した中では1名でございます。ということで、今後周知徹底をされるという答弁もいただきましたが、どのような方法で徹底をしていただくのか、お伺いをいたします。

それから、ノーネクタイについても検討していくということですので、ひとつよろしく御検討をお願いしたい。

それから、次に提案制度についてお伺いをしますが、これは昨年の9月19日に水道決算審査特別委員会がありまして、そのときに市長がどなたかに対する答弁をされておりますが、そこで市長が言われたのは、味の素を例にとつて言われました。味の素が売り上げが非常に頭打ちになったと、そして経営的に厳しくなったそのときに、味の素の穴を大きく広げる、そういう発想をある社員がされまして、一振り振ったら余計出るようになったということですね。そういうことで、味の素は業績が回復をし、その社員は2階級か3階級特進されたとして、こういう事例を市長が水道決算審査特別委員会のときに言われたわけですが、先ほども採用した分もあるということで、これからもそういうような提案制度を採用される場合もあると思いますが、そういうふうな提案をした者には報償金をやるか、あるいは特進をされるのか、その辺はどのようなお考えを持っておられるのか、お伺いをいたします。

それから、予算使い切りについては説明いただきましたが、ひとつこの点は、なかなかできない面もあるかと思いますが、よろしく願いして、また、まだら分権についても説明をいただきましたので、また今後は県では16年度に検討をされて、17年度から具体的になるというようなことで、これは県版特区あたりも県は検討されているようでございます。そういうことも含めて、もし県版特区あたりもされますと、これはまだ17年度ぐらいになるというようなことを聞いておりますから、ぜひ手を挙げて取り組んでいただきたいということで、一応2回目をこれで終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の指導要領につきまして3点あったかと思えます。

一つは、新しい指導要領が内容を加えて指導ができるようになっていくということで、対応を含めてのお尋ねであったかというふうに思います。

議員おっしゃるように、これまでよりもかなり弾力的な運用が認められてきておりますが、一つは、あくまでも各学年の指導要領の目標や内容の範囲内ということですね。もう一つは、子供たちの過重負担にならないようにという、この二つの配慮を前提にしてという縛りもあります。このことを踏まえて、現在市内の各学校とも発展的、あるいは応用的な内容、あるいは補充的な学習に積極的に取り組んでおりまして、例えば、小学校では算数、中学校では数学と英語を主にした習熟度に応じた指導を行っているところであります。

2点目の総合的な学習について今後の取り組みはということだと思いますが、今年度は人権、福祉、あるいは環境、勤労生産、さらには自然、生命、健康、あるいはふるさと学習、こういったものを小学校3年生から中学校まで、それぞれの学校が創意工夫を凝らしながら特色のある学習例が展開されているという実態であります。

今後は、これらの拡充をさらに図ることはもちろんでありますけれども、特に鹿島市ならではの地域性を考慮した教材、あるいは小学校での英語活動の推奨といたしますか、こういったものは学習の領域や幅をひとつ広げていきたいというふうに思っております。

三つ目の絶対評価の客観性と信頼性を高める手だてということですが、大変難しい質問なんです。指導と評価というのはまさにこれは一体でありまして、極端に申しますと、教師の端的な使命として指導力と評価力、この二つが第一義的なものであろうというふうに思います。概して、よき指導者は、やはり評価も正確であり適切であるというふうに思います。よい評価を行うためには、まずは指導力に磨きをかけることであるというふうに思っております。評価そのものからしますと、具体的には、例えば、複数の教員でテスト等を作成するとか、あるいは単元ごとに評価の基準表あたりを設定して、学校全体での共通理解、あるいは校内研修等での協力体制、こういうチームワークの中から質の高い評価に連動していくものというふうに思っております。

次に大きな2点目に、2学期制について、これは二つあったと思いますが、一つは、2学期制の場合、絶対評価はしやすいかということですが、一概には言えませんけれども、あえて申せば、しやすいところもあるということになるかと思えます。

例えば、2学期制になりますと、一つのスパンが約100日程度になりますね。いわゆるその分じっくり時間をかけて計画的に評価が期待されるわけでありまして、その分、信頼度が高くなるということも言えるのではないかと思います。

ただ、じゃあ短いスパンだったということですが、短いスパンでも当然必要な評価は求められてくるわけでありまして、2学期制にしても3学期制であっても、要は豊富な情報であるとか、あるいは客観的な資料等を駆使して、より制度を高める工夫をやはりしていくことが何よりも肝要なことであろうというふうに思います。

二つ目は、東部中以外、今後どのように考えているかということだと思いますが、先ほど申しましたように、東部中そのものは完全な2学期型ではありませんので、きちんと比較できるような検証等がやや難しいところが現実あります。しかし、西部中とは異なる形でやっていることは事実でありますので、実践の推移につきましては少なからず注目をしているところでもあります。例えば、西部中は9月に体育大会を行っておりますが、このまま東部中の方法を持ってくれば、むしろデメリット面が予測をされる。また、小学校においては、発達段階を考慮した場合、やはり今のような学期ごとの行事であるとか、あるいは3回の通知表を渡すとか、こういうものは保護者の求めも案外根強いものがありまして、現段階では現状でいきたいというふうに思っております。

なお、東部中のこの2期制型は、今3年目を経過するところでありまして、これはこれまでの分析考察を行う中でも、やはり今後への参考としては見きわめていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

橋爪議員の2回目にお答えをいたしたいと思います。

電話対応の件で2回目の質問があったと思います。

1月に10回ぐらい電話したけれども、1人しか名前を言わなかったという、現在3月でございまして、かなり浸透してきているというふうな感じがいたしております。ただ、御指摘のように、まだ完全とは言えないかもしれません。

周知徹底をどう図っていくのかというふうなことでございますので、もちろん毎月開催いたしております部課長会、それから職員間の事務連絡会がございます。こういった機会ごとに、ひとつ徹底をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

庁内改革の提案制度に関する御質問で、報償金に対する御質問でございますが、先ほど申し上げました鹿島市提案制度要綱の第11条には、採用提案者には報償金を支給したり表彰したりできる旨の規定がございまして、要綱上、制度上は報償金を支給できるようになっております。

ただ、先ほども申し上げましたように、現実にはこの制度にのっとった提案があっておりませんで、報償金の支給もまたあっておりません。それで、この報償金の支給については若干見解が分かれる部分もありますので、今後、提案制度に基づく提案があったときに、要綱のこの規定に基づいて報償金の支給ができるかどうか、これは検討の必要があろうかと考えております。

それと、残り予算の使い切りと、まだら分権、県版特区、これにつきましては、それぞれ留意をしてみたいと考えております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

3回目は、市長にお伺いをしたいと思います。

これは、一昨年4月に市長になられました伊万里市の塚部市長が、市政のやり方をお役所仕事から民間経営感覚に変えるということで、「さわやか市政」のスローガンを掲げ、財政状況が厳しい中で市民と同じ目線に立った市民本位、成果重視の行政経営に努めておられるようでございます。

「さわやか市政」の「さ」というのはサービス、「わ」はわかりやすい説明、「や」はやる気、「か」は改革、改善を意味しており、職員の意識改革や市民サービスの質の向上、効果的な行政運営を図ることをねらいと、こういうことで言われておるようでございます。そして、去年は県内自治体でただ一つ、構造改革特区の認定を受けられ、自立した自治体として市民のニーズに合った施策を立案実行する、いわゆる政策官庁を目指していると、こういうことを聞いたところでございます。

そこで、先ほどからいろいろ庁内の改革等について、あるいは活性化について答弁をいただきましたが、鹿島市における庁内、庁内以外でもこれは結構でございますが、改革及び活性化対策に市長の方からまとめて御答弁をいただければということをお願いしたいと思いません。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、提案制度に対して報償金とかなんとかという御提案がございましたが、現状としては先ほど部長が答弁したとおりですが、私の方から特につけ加えますと、いわゆる政策遂行上、あるいは日常の業務の中で特に頑張ってくれた者、こういう者については人事の面で、昇格とか昇給とか、こういう面では配慮しておりますし、4月1日からの人事についても幾つかそれは、中身はちょっと申せませんが、評価をしているつもりであります。

もう一つ、最後の、私の方から答弁せろということではありますが、何回もこの議会でも出ておりますが、来年度の地方交付税が、直接の地方交付税の分と、それから臨時財政対策債の発行分を合わせまして12%の削減と、こういうことはかつて今までもなかったでしょうし、これからも前年度対比12%減なんて、こんなことはあり得ないというふうに思うんですね。しかし、私たちはやっぱり現場を預かっておりますので、何とかこれに合わせて執行していかにかいかんという責任があるわけです。政府に対しては、また別の機会にこのことは常に申し上げていきたいと思いますが、そういう中で、御存じのように、地方交付税というのは我々の一般財源の中で一番大きい金額ですし、これがなかったらとても運営ができるものではないわけでありまして、これがこういう状況になってきたということになりますと、今まで以上に、あるいは想像を超えたような庁内の改革、あるいは活性化対策というものがやっぱり必要になっていくというふうに思っております。

一言で言いますと、これに対応するにはいかに衆知を結集していくかと、庁内外のですね、ということになるわけではありますが、現実にはいろいろ職員からも、例えば、産業部長の方から庁内の大きな改革について今提案がっておりますし、また、庁外、市民の皆さんからも今度の交付税の大幅削減に対してどう対応していくかと、そういうアイデアも実は数点提

案もいただいております。この件に関しては早速検討に入るように、この提案は、いわば我々の専門家から言いますと、単純なようです、見かけは。しかし、私はここに大きなアイデアが潜んでいるのではないかという発想をいたしますので、総務部長に言いまして、特に庁内の若手をピックアップして、若い柔軟な発想でこの提案に対してどういうふうにしたらいいかと、結論を3月いっぱいに出すようにということで指示をしておるところであります。

また、財源を、何とか自前の財源を捻出できないかということで、私はこういう例を言いながら実は指示をしているところです。それは、城内から高津原にかけて、それから蟻尾山公園まで時々散歩をいたします。そういうことで、ちょうど城内住宅のところを通りかかっておりまして、ぱっと思っただんですが、ほとんどが空き地ですよね。これは城内住宅に限らず、ほかの住宅も今空き地のところ多うございます。こういうところを市民に何らかの形で開放できないか、あるいは、千葉畑のごとして幾らかでもお金をいただきながら、どうせ空き地ですから、草ぼうぼうしておくより、そういう一つの例としてアイデアを言いながら、市が所有している土地であいている分についても、何か財源捻出という面からもあわせて検討できないかということも指示をしております。既に私たちは、中川住宅については職員の駐車場として空き地を利用していると、こういうこともあるわけであります。あるいはまた、財源捻出の一つの大きな成果として上がっております二つの市営駐車場ですね。駅周辺、あるいは中央駐車場、これは大きな財源が捻出をされております。

どんな小さなことでもいいですので、議員諸兄、あるいは市民の皆さんからもアイデアがあればどんどん提案をしていただきたいと思いますし、また、庁内の職員についてもそういうことを語りながら今後もやっていかなければいけないというふうに思います。

そういうものの一番大きな改革の集大成としての位置づけを実は市町村合併にもしているわけでありまして、これはもう財政改革、庁内改革、いろんな面での改革というものが合併の中身に潜んでいなければならないと、中身として持っていなければ、単なる合併、こういうことではいけないというふうには思っております。したがいまして、合併討議の中でもいろんな工夫を織り込みながら今現在進めているところでもあります。

○議長（小池幸照君）

以上で5番議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。11時30分から再開をいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

10番北原慎也でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

第1点目は、高津原台地から市街地等への循環型福祉バスの運行について3点、1点目は、207号バイパス開通後の高津原台地の生活環境の変化への対応、2点目、福祉型バス運行にかかわる要件としてどんなことがあるのか、3点目は、シルバー人材センターの人材活用はできないのかという点についてであります。2点目は、JR長崎本線存続運動の強化について3点質問をいたしますが、1点目は、最近の新聞情報をどのようにとらえておられるのか、2点目、長崎新幹線整備促進策に対応する手だてをどういうふうにお考えなのか、3点目、JR長崎本線沿線住民の結束強化策についてお尋ねをいたします。市長、あるいは関係課長へお願いをしたいと思います。

第1点目、循環型福祉バス運行に関する質問であります。平成10年10月に1度、高津原区より陳情書が出され、高齢化の時代を迎えるに当たって住民の快適な生活を維持するために、高津原の地形的状況を考慮して道路網の整備と区内循環福祉バスの運行を検討してくれという申し入れがなされたと思っております。そのとき市長からは、207号バイパスの開通が間近でもあり、開通後にこの問題については考えていきたいと思いますという趣旨のお答えがあったように思っております。幸い、昨年12月18日、207号バイパスがめでたく開通をし、市内の交通状況が大幅に改善されたように見受けられます。黒川橋付近の車の増加と中川、東町の減少ぶりで見えます。この開通を久しく待ち望んでいた高津原、城内、つまり高津原台地に住む住民、とりわけ高齢者の皆さんの願いであります。

ことし2月9日、高津原区長、城内区長ともども、再度、循環型福祉バス運行を検討してほしいと、市及び議長あてに陳情がなされたわけでありまして。その中には、両区合わせて1,200世帯余り、人口約3,600人、65歳以上の方々が721名、75歳以上310名、これからさらに高齢化が進むと予測しているようであります。この傾向は、市全体、あるいは国、県全体の傾向もほぼ同じであると思っております。この高齢者の皆さんが市街地へ買い物や病院への通院等、気楽に行けるようにという願いであります。高津原台地の人口、世帯数、高齢者構成比等、いずれを見ましても市全体のおよそ1割、10%に相当することになっており、構成比から考えましても、あるいは地形上の問題として考えても、何らかの形で交通手段を考慮されてしかるべきではないかと思うのであります。

参考になるかどうかはわかりませんが、現在、バス会社で運行されております路線バスを見ますと、ほとんど乗客がないまま走っているという実態のようであります。あるとき、夕方でございますが、嬉野から吉田経由で来るバスに乗ったわけでありまして、伏原入り口から乗った私だけがお客さんで、運転手さんが「吉田からずっと私1人でしたから、ほっとしました。お客さんが乗ってくださるとうれいすね」とこぼしておられました。

平成16年度の予算書を見ますと、歳入で総務費県補助金、地方バス路線運行対策費補助782千円、廃止路線代替バス運行費補助9,064千円、合計9,846千円が計上され、歳出とし

て総務費、負担金補助及び交付金の中で、生活交通路線維持費補助金 9,043千円、地方バス路線運行費補助金 1,565千円、廃止路線代替バス運行費補助金19,803千円、合計30,411千円、このうち市の支出は20,565千円となっております。ほかに、小・中学生の遠距離通学費補助が 7,745千円組まれておるということになっております。

私は、この予算をなくせとか、問題だとか言っているのではありません。マイカー時代になって、辺地の皆さんの足として運行されているのですから、それはそれなりの意味があるわけであります。ただ、1割の人口を擁する高津原台地にも配慮があつていいのではないかと思うのであります。

新たに運行する場合、路線の問題や、陸運局の許可や、あるいは最近では代行運転をする運転手も2種の免許が必要であるとか、運賃を取つての運行では必ずつきまとう最小限必要な要件があるやに聞いております。また、シルバー人材センターでも、自動車運転を作業内容として登録しておられる方もあります。市の事業としての循環型バスとして運行されれば、シルバー人材センターへの委託事業としてできないものかなど、いろいろ想定されると思いますが、御当局のお考えをお聞かせいただければと思います。

2点目、JR長崎本線存続の問題であります。

2月8日の佐賀新聞に「4年ぶり論議再燃へ」という大きな見出しで、新幹線長崎ルートを中心に並行在来線問題不安と出ていました。4年前、新規着工区間は新八代から鹿児島間の完成後ということだったことを受けてのことだろうと予想はしていましたが、19日の佐賀新聞、20日の朝日新聞と、続けざまに掲載されますと、これは大変と思うのは私ばかりではないと思います。

私は、平成8年9月議会、12月議会の一般質問でこの問題を取り上げ、市長の考えをお聞きしました。9月議会では、はっきりしていなかった長崎本線の第三セクター化が議会に報告されるようになった経緯がありますが、この問題さえ、今日まで全くと言うほど話題になっていなかったと思っています。それが2月18日、自民党の小里貞利委員長の、この整備新幹線建設促進特別委員会で話し合われた席上で、佐賀県は長崎、福岡両県と足並みをそろえる形で長崎ルートの整備推進を求めています。幸い地元の今村代議士は経済効果に疑問を持つ、また沿線の温度差を明らかにしながらコンセンサスの不備を挙げておられ、私は少しばかりほっといたしました。

20日の朝日新聞では、長崎ルートの工事費 8,100億円、国の財政も逼迫をし、交付金もままならず、県、市の財政も同様、身動きもできないところまで落ち込んでいるこの時期に、よくもこんな事業を出せるものだと私は憤慨さえる気であります。

2月25日には長崎本線存続期成会幹事会も開かれたようでありますが、これまでの新幹線建設促進特別委員会の動きや県及び福岡、長崎両県の動きなどをどのようにとらえ、幹事会ではどのような話し合いがなされ、今後、長崎本線沿線住民としてどのような運動を展開し

ていかれるのか。この問題は、私たち鹿島市民にとっては何にもかえがたい、重要な問題であるという認識を持っての質問であります。

市長は、平成8年12月議会での岩吉議員のJR長崎本線、JR九州経営存続についての質問に対する答弁の中で、県知事との二つの確認ということで、その一つ、並行在来線の経営分離については地元の同意が必要であるという基本スキームの策定条件として掲げてあり、地元とは、運輸省の考えは知事の同意と解し、知事と市長の間では地元沿線市町の同意がなければ県としては同意しないという確認、二つ目は、第三セクターの問題ではお互いによく話し合っていきましょうという確認をしたという答弁があり、第三セクターでのディーゼルカー運行が鹿島市及びその周辺に及ぼす地域のイメージダウンを強調しておられました。その議会の最終日には、私たち議員もJR長崎本線の経営分離に反対する決議を全会一致で可決したのであります。その後、平成9年3月、議会での企画課長の答弁で、長崎ルートは新規着工区間とその他の区間に分けられ、その他の区間に位置づけられたという内容でありました。

当時、市の職員は胸にワッペンをつけ、長崎本線存続を守り続けるという意思統一がなされ、議員も市民も一丸となっていたと思います。先刻も申し上げましたように、鹿児島ー八代間が開通したとき、長崎新幹線問題を出すという予測はしていたものの、実際に新聞紙上にこれだけ大々的に取り上げられますと、私たち鹿島市民として、あらゆる手だてを講じて長崎本線を守らなければならないと思います。

市長は演告の中で、次のようなことを説明なされました。2月18日の自民党の整備新幹線建設促進特別委員会で長崎県知事が佐賀、長崎、福岡県3県を代表しての意見陳述の中で、長崎県知事は、並行在来線の経営分離については「営業主体であるJR九州は肥前山口から諫早間を経営分離したいとの意向であるが、長崎県、佐賀県ともに認可までに経営分離についての沿線自治体の同意が必要であるなどの基本スキームにおける諸条件については十分認識しています。現在、佐賀県側の並行在来線沿線市町は同意に至っておりません。佐賀県としては、並行在来線の市町や県民の理解が得られるよう適切に対処することとしております」と述べたとし、市長は担当を県に派遣され、事実確認と県の考えをただし、地元沿線市町の合意がない限りは国へは回答しないと断ったとしながら、しかし、国が行う政策であり、政治の場で決まってくるので、不透明な部分が多く、長崎本線のJRによる経営の存続の運動を強力に推し進めたいと述べています。この市長の決意を私は確認をするとともに、今後の手だてについて、どのようになされるのかお尋ねをして、1回目の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、私の方から10番北原議員の第1回目の御質問に対してお答えをいたします。

まず、第1点目の高津原台地から市街地等への循環型福祉バスの運行についてでございますが、まずこの福祉型バスについて、その定義、あるいは種類、それからまた導入のやり方等について簡単にお話をさせていただきます。

まず、定義でございますが、公共交通機関の利用が困難な地域において、高齢者及び障害者の外出機会を確保して介護予防や健康増進を図る目的などで、自治体が何らかの形で関与している寄り合いバス、これが通常、福祉型バスと言われております。

その種類といたしましては、一つが老人デイサービス車、これは老人デイサービスの送迎専用車で介護を必要とする者の家庭を巡回するもの、二つ目が老人福祉バス、これは自治体が独自で老人会等の移動用に高齢者福祉の観点から導入したバス、三つ目が障害者福祉バス、これは社会福祉協議会等が保有し、または委託し、障害者等のリハビリセンターへの送迎のバス、四つ目がへき地患者移送車、これは無医村における患者移送・送迎用のバス、この四つに分類としては分けることができます。

また、導入方法といたしましては、市が直接実施するものもあれば、バス会社やタクシー会社等へ委託して実施しているなど、さまざまな形態が見受けられます。

御質問の趣旨は、これに加えて交通空白地の足の確保も含めたバスの運行だと思っておりますので、私の方からは全体的な交通体系のあり方、考え方の観点から、お答えをしていきたいと思っております。

現在、本市におきましては、先ほど議員の方からお話しいただきましたように、三つの補助事業を活用しながら、主に幹線の足の確保に努めているところでございます。しかしながら、バス利用者につきましては今後も余り増加が期待できないことから、補助金は年々増加傾向にありますけれども、路線の統廃合等を工夫しながら運営に努めているところでございます。

ここで一つ、先進地の北九州市の八幡東区の例を参考に、ちょっと述べてみたいと思っております。この地区は、皿倉山の斜面に住宅が張りつく、いわゆる坂のまちということで、高齢者の交通対策の試みとして、2000年、平成12年の10月から山坂ジャンボタクシーが走るようになったそうでございます。住宅街とふもとの商店街を結ぶ五つのコースを2台のジャンボタクシーが巡回し、1周5キロの運賃を100円で、市は1台当たり3,000千円を助成しているとのことでございます。運行直後は、利用者は1日平均200人から300人で赤字が続いたが、地元自治会が回数券の販売、あるいはふもとの商店街などが協賛金を払って協力するなど地域ぐるみで取り組んだ結果、利用者が400人ぐらいにふえ、採算もとれるようになったというところでございます。

これは、先ほど申されました高津原区、あるいは城内区の75歳以上の全員の方が毎日利用されても、採算はなかなか難しいということになるかと思っております。このように、福祉バス、

あるいはコミュニティーバスは、全国的に見ても運賃は大体 100円から高くても 200円以内ということで定められているために、採算ベースに乗せるにはかなりの努力が求められるということになります。

したがって、現在、路線バス補助事業には毎年29,000千円から三千五、六百万円の支出をいたしまして、そのうち単独費だけでも20,000千円前後を支出している状況がございます。そういうことで、さらに負担増が見込まれる新規の事業の導入というのは、今のところなかなか難しいというふうに考えております。

それから、最後になりますけれども、シルバー人材センター等への全面委託等について何かできないかということでございますが、仮に市が福祉バスを運行するとした場合には、シルバー人材センターへの運転業務等を委託することは可能ではないかなというふうに思っております。

次に、大きな2点目のJR長崎本線の存続運動の強化についてお答えをいたします。

まず、これまでの経過を簡単に整理したいと思います。

まず、平成8年12月、政府・与党の合意の中で長崎ルートは、先ほどありましたように、その他の区間ということで位置づけがございました。その後、平成10年1月には政府・与党の整備新幹線の検討委員会が開催され、その中でも、この長崎ルートにつきましてはその他の区間、いわゆる未着工区間のままの状態と位置づけがなされました。それから、直近の平成12年12月の政府・与党の申し合わせの中でも、この長崎ルートにつきましては、いわゆる未着工区間ということで位置づけがなされたところでございます。しかしながら、この中で、今回着工を行わない区間については、社会経済情勢、国・地方公共団体の財政事情等を照らし、東北新幹線盛岡―八戸及び九州新幹線八代―西鹿児島間の両区間の完成後に見直すという項目が初めて出てきたところでございます。その後、平成14年1月8日には、武雄温泉―長崎間の工事実施計画認可申請が当時の鉄建公団から国に対して提出されたと、そして、今日に至っているというのが簡単なこれまでの経過でございます。

このようなことから、長崎ルートにつきましては、東北新幹線盛岡―八戸及び九州新幹線の八代―西鹿児島間の工事完了を待つということで、これまで目立った動きはございませんでしたけれども、昨年末ごろから政治的な動きは活発化してきました。一つは、自民党の整備新幹線建設促進特別委員会、そしてもう一つは与党のプロジェクトチームの動きでございます。この中では、3路線同時着工案、あるいは段階的な着工案などが出されているようでございますけれども、なお流動的で、どうなるかわからないという状況でございます。しかしながら、与党は今のところ、5月末までには政府・与党での最終合意を図りたいという考えのようでございます。

そこで、県の動向と考え方でございますけれども、県におきましても国の動向を踏まえ、平成8年以降はこれまで特に大きな動きはございませんでした。県はこれまでどおり、基本

的には推進の立場という姿勢はとりつつ、並行在来線問題、地元負担などの財政問題などについて県民の理解を得つつ進めたいと、慎重に対応していく構えのようでございます。しかしながら、今日の国の動きも活発化してきたことから、これまでの対処の仕方では対応し切れない状況になってきましたので、早急に県としての統一見解をまとめていきたいので、もう少し時間が欲しいということでございました。

次に、鹿島市、あるいは並行在来線の存続期成会の状況でございます。

鹿島市といたしましても、これまで国、県等において特に大きな動きはなかったことから、長崎本線の複線化、あるいは線形改良、それから鹿島駅の改修、特急便の増設など、主に要望活動を中心にやってまいりました。しかしながら、政治的な動きが具体的に県へのヒアリングが実施されるなど急速に状況が変化してきましたので、県の空港・交通課へ出向き、ヒアリング時の具体的な中身や県の考え方などについて確認をしてきたところでございます。

それによりますと、県といたしましても、ヒアリング時に話したことは何ら従来からの考え方と変わっていないこと、それから、沿線自治体の同意なしには県としても絶対に同意することはないこと、それから、担当課としても以前のことを知っている職員というものはだれもいなくなったので、早急に資料等を収集し検討を始めて県としての統一見解をまとめていきたいということでございました。

このような状況を踏まえまして、2月25日に存続期成会の幹事会を開催し、その中で現状確認と、それから一体となった取り組みの確認、また総会の開催や現地視察の実施案等について承認を得たところでございます。

そういうことで、現時点ではっきりしていることは、国の整備スキームの中に着工の条件として、整備新幹線の着工については並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意の取りつけと基本条件が整えられていることを確認した上で行うとありますように、着工前には必ず地元の同意、地元といいますのは国から見ると県でありますけれども、県からいいますと地元とは沿線自治体ということになりますので、地元の同意はイコール沿線自治体の同意ということに理解をしておりますが、これが必要ということは国も県も市も共通した認識を持っているというところでございます。

しかし、この沿線自治体の同意を得る手続きが政府・与党の申し合わせの前に行われるか、後に行われるかによって、情勢は大きく異なってきます。もし仮に後に行われるとなりますと、政府・与党の合意が着工の決定というふうに見られてしまうおそれもあるわけでございます。この点は十分、今後注意していかなければならないというふうに思っております。

いずれにしましても、周りの状況がどうなろうとも、長崎本線はJRの経営で存続させるという信念は当初から何ら変わっておりませんので、一丸となって取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

午前中は、これにて休憩します。

午後 0 時 休憩

午後 1 時 2 分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、10番議員の一般質問を続けます。

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

2回目の質問をさせていただきます。

北村課長の早口な御答弁でよく聞き取りきれませんでしたので、ひょっとしたら行き違いがあるかもわかりませんが、福祉バスの経緯は別として、どういうふうなやり方があるのかというので五つほど挙げられたと思いますが、老人福祉ということでの関連、これは確かに該当すると思います。

そこで、高津原に施設として三つあるんですよ。吹上荘でしょう、それからケアコートゆうあいですね、それから一本柿荘、この三つの施設に、高津原に住んでいる人で75歳以上は310名、65歳以上は700名おります。そして、高津原地区外から、さっき申し上げました吹上荘だとか、ゆうあいだとか、一本柿荘だとかにおいでになっている方、そういう方を含めますと、課長が心配するように少なくはないということが言えると思います。北九州の例を挙げておっしゃいましたが、200人から300人では採算が合わない。

私は、一本柿荘でちょっとお話を聞いたわけですが、一本柿荘で使っている今の車は、大体朝の9時半から3時半までは遊ばせているわけです。それは吹上荘についても同じことが言えますし、それからケアコートゆうあいの方も、そうなさっていると思うんですね。いつ通っても、日中はあそこはあいているわけですよ。そうすると、例えば、一本柿荘の車、大体15人ほど乗れるそうですが、その車を、一本柿荘から朝9時半までお迎えに行かれます。お迎えに行く車、行くときは空で行くわけですから、その車に例えば高津原の人が街へ行きたい、あるいは病院へ行きたい、あるいはほかのところ、どこか行きたいというときには、その車を利用して街の方へ下られると。そして、その下った車が今度は一本柿荘においでになる方を乗せてくると。そのときに高津原の方から下られた方は、その後、遊んでいる車をお借りして、そしてそれを利用して乗ってきていただくというふうにすれば、何回か巡回ができるんじゃないかと。それは三つの施設が持っておられる車をフルに活用すると、それがうまくいくんじゃないかなというふうなことを一つ考えます。

それから、もう一つは、これは福祉とはちょっと別の話になるかと思いますが、高津原の運動公園を利用しておられる方、これはかなりの数の方がいらっしゃいます。例えば、蟻尾山運動公園の中で、陸上競技場を利用しておられる方は年間に2万3,878人おられます。そ

れから、野球場を、これはまだできてから長くなりませんから、野球場を利用していらっしゃる方が 5,168人、サブグラウンドを利用しておられる方が1万 873人、あとクロカンコースを利用しておられる方は、これは数がわかりません。これだけの人が利用しよるわけですね。そうすると、これは福祉バスとはちょっと違うかもわかりませんが、こういう人たちも高津原運動公園に行くのに何らかの形で交通機関がないかというようなことを言っておられる人もいらっしゃいます。そういう声も聞きます。そうしますと、路線バスとの競合はないわけですから、高津原のこの台地を利用している、そういうたくさんの施設があるわけで、それを利用される人たちの利便性を考えますと、そういうことも含めて。

それからもう一つは、これは児童・生徒の通学の問題もあると思うんですね。特に、冬場の帰宅の様子なんですけど、昨今、非常に、特に下校時、冬場の下校時、もう学校を出るときに暗くなっています。その子供たちが集団下校を大体学校はさせていらっしゃるようですが、部活をやるとか、あるいは何か練習をした子供とか、そういう遅く帰ってくる子供たちがいます。そういう子供も、そういうバスが動いておれば利用できるのではないかと、こういうことも私は考えられると思います。

要望として出されているのは、確かに福祉型の福祉巡回バスを出してくれという要望が出ているわけですが、あらゆる角度から検討をされて、そして一番いい方法をみんなで考えていくというようなことを考えられないのかどうか、そこら辺について再度お尋ねをしておきたいと思います。

特に、お年寄りさんが街へ買い物に行く、あるいは病院に行くということが一番ネックにあるわけですから、そのことを考えますと、これはそういうふうな巡回バスを出して街へ移動させる、そういうことをやれば、私は街の活性化にもつながると思うんですね、お年寄りさんがたくさん下るといことで。今、せっかく街の桜通りなんかは空き店舗をどうするかというような問題もありますし、そういうこともあわせて考えてみますと、そうやって下られた方が街で買い物をして帰る、どこかに集まっておっていただいて、それをお迎えに行つて上がってきてもらうと。そうすると、どこか待ち合わせる場所、そういうものを街につけていただくと、そことの接点ができてまいりますから、そういうことも考えていただければ、なお、この福祉巡回バスというのは有効視されてくるのではないかと思います、そこら辺についての御所見を承りたいと思います。

2点目の長崎本線存続の問題です。

これはもう多分、市長も同じようなことを考えていらっしゃると思うんですが、私は、この問題が出てから、たくさんの方にお話をお聞きしました。特に市内の方にお聞きをいたしますと、集約をいたしますと大体こういうことです。「こういう金のなかとき、なし新幹線ばつくらんばらんとや」、これはもう市民の素朴な願いですね。それから「金はなかなか言いよって、金のどけじゃいあつとや」というようなことです。あるいは「新幹線ばつくりた

かないば、つくってどうあろう。あいどん、長崎本線は残してよかたいえ。長崎本線は黒字でやろうが」と。ここら辺、私は定かなことは知りません。しかし、そういうふうな意見を言われます。ところが、中には「新幹線はつくってどうあろう。長崎線の複線化ば、もう一緒にすっぎよかたいえ。ところが、JRはそうはいかん」というようなことを、わかったような人はおっしゃっています。

私は、この問題を考えるに当たって、長崎本線がいつごろどうやってできたのかなあと思いながら、鹿島市史をちょっと調べてみました。鹿島市史の下巻の195ページに「長崎本線」という項があるわけですが、そこを読みますと、産業経済の欄に当たるのですが、昭和5年に有明線が開通をしております。有明線という形で開通。昭和9年に長崎本線が完成をして、鹿島、浜、七浦駅が設けられて長崎本線が開通をしているわけです。このことによって鹿島の近代化を推進し、産業文化の発展に寄与。それまで藤津地方への物資の輸送にも大きな役割を果たしていた塩田川利用の海送にとってかわって鉄道輸送が中心となり、商業の中心であった塩田はその地位を鹿島に奪われ、藤津の中心は鹿島に移り、中心地としての基礎が確立したとあります。つまり、鹿島市は長崎本線が開通することによって今日の姿をつくり上げてきたということが言えると思います。

特に当時、長崎と中国との貿易が非常に盛んになってきたころですね。長崎の港から上海丸、長崎丸というのが行ったり来たり毎日しております。これが一番大きな力になっておったと。それがこの長崎本線を有効に使ってきたというふうなことが言えると私は思います。

今日では鹿島駅前の駐車場が完成をいたしまして、塩田町や太良町の通勤者、この人たちもこの駐車場を利用して、しかも、鹿島から博多までの通勤が非常にふえてきておる。10年前と比較をいたしましても、長崎－博多間は白いかもめが通るようになって15分から20分短縮をしていますよね。長崎から博多までの間、20分ぐらい短縮をしています。鹿島から博多までも10分から13分ぐらい短縮をいたしております。

博多から武雄をって長崎へというスーパー特急、これでは時間短縮は望めそうにありません。どんな急いでもスーパー特急で短縮ができるはずはないです。しかも、スーパー特急というのは高規格の車幅を縮めたりなんかしなければいけないわけですから、その時間をとるわけですからね。こういうことを考えますと余計、さっき申し上げましたように、市民の皆さんが一番御存じだと私は思う。やっぱり新聞をよく見ていらっしゃるんですよ。財政が厳しいと言いながら8,100億円、これはむだ遣いになる、そういう新幹線になぜ投資をしなければいけないのか、私はやっぱりこのことについては絶対承服はできません。

さっきも申し上げましたが、これからの日本は中国との貿易がさらに深まっていくということが考えられます。私は、鹿島市の経済の浮揚とあわせ考えるときに、今ここの長崎本線の存続をぜひ全部でやり上げていかないと、本当に将来に禍根を残すことになる、そういうことを私は考えております。これはもうやっぱり鹿島市長、沿線自治体の中心は鹿島市だ

と私は思っていますので、市長が先頭に立って、これはもうあらゆる手段を講じていただきたい。そして、ぜひこの鹿島市を通る長崎本線を残していくと。できれば私は、太良町と合併するなら、太良町に一つ停車駅をつくれればいいと思うんですよ。鹿島から諫早まではちょっと離れ過ぎていますからね。途中で1カ所駅をつくっても、時間はそう変わりはありません。

そういうことを考えますと、今こそ鹿島市の正念場だということで、市長の決意をぜひお聞かせいただきたいと思います。

以上で私の2回目の質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

北原議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、北原議員がおっしゃっている内容につきましては、十分私どもも身にしみて感じているところでございます。ただ、先ほど私が申し上げましたのは、企画が所掌いたしますのが、やはり市の全体の交通体系の中で新たな路線等を導入できるかどうかと、そういう視点から先ほどはお答えをしたところでございます。

そういう中で現在、バス補助事業を行っておりますけれども、これにつきましては国、県等の補助事業を活用しながらの運営ということで、今のところは約半額ぐらいの補助が国、県等から来ている、そういうことでやっと運営ができているということでございます。そういう中で、このバス運行事業をしながら、新たにまたそういった福祉バス、あるいはコミュニティーバスといったものを導入するとなれば、それは全くの新規事業ということで、国、県等の補助が全くないわけです。そういう中で、先ほども申しましたように、苦しい財政状況の中、果たして新規事業の導入というのできるかという立場からお答えをさせていただきました。

そういうことで、先ほど具体的に吹上荘とか、ゆうあいとか、一本柿荘にございますバスの利用はできないかというようなことでございますけれども、これは、例えばこういうふう具体的にになってまいりますと、私どもの市全体の交通体系というよりも、例えばバス事業はバス事業として、別に高齢者対策とか、あるいは福祉政策、そういった分野から具体的な検討がなされた方がいいんじゃないかなと私の方は考えているところでございます。

ただ、このバス事業につきましても、現在、県、国あたりも非常に財政的には厳しい状況にございますので、そういった見直しについても若干なされております。そういうことで、いずれはこのバス事業そのものを見直す時期が来るというふうに私ども感じておるところでございます。そういうときには、例えば、先ほど申されましたような方法も一つの方法として、逆にこちらから皆様方に御提案する時期も来るんじゃないかなと思っております。

ただ、今のところは合併協議会におきましても、このバス事業につきましては合併時には

そのまま引き継ぐというような確認がなされたところでございますので、現状のバス事業を継続しながら、新たなコミュニティーバスとか、あるいは福祉バス等の導入についても、ちょっと厳しい面があると、そういうことでお答えをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

新幹線長崎ルート、それからそれに伴います並行在来線、長崎本線の存続、このことについて、私の方からお答えをいたします。

平成12年の政府・与党申し合わせで、その時点では長崎ルートは未着工区間ということで決定をしまして、そして鹿児島ルート、例えば、新八代―西鹿児島間が完成をした時点で次の着工区間については検討すると、こういうふうな政府・与党申し合わせがあつておったわけでありまして。平成16年3月に完成をし、新八代―西鹿児島間が開通をするということが昨年の夏ぐらいから、もうちらほら出始めました。私は来るべきものが来たということで、秋口から実はこのことについては県当局といろんな接触を重ねてまいりましたし、その中には古川知事と話もさせていただきましたし、またその後、担当の部長、課長とは幾度となく話し合いをしてまいったところでありまして。

結論から言いますと、まず古川県政としては、新幹線長崎ルート、並行在来線の問題は十分認識をしておりますということでは一致をしております。ただ、その中身ですね。

ここで少し、もう一回、皆さん十分御存じでしょうが、新幹線長崎ルートと並行在来線の間隔を整理して、皆様方と議論をしていくために、私の方からもう一遍整理する形で申し上げたいと思います。

この新幹線の長崎ルートの問題点、課題点というのは、大きく分ければ三つあると思います。それは、新幹線長崎ルートを建設、開通をする、運営をすることによつての効果はどうかということ、第2点目が地元の負担の問題、それから三つ目が並行在来線のJR九州からの経営分離の問題、この三つがあります。

第1点目の建設効果、開通効果についてでございますが、これは大きく分ければ二つこの中にあると思うんです。一つは、その効果のうちの時間短縮効果がいかほどなのか、それからもう一つは、新幹線が開通することによる地元への経済波及効果がいかほどのものなのか、こういうふうに整理ができると思います。

さて、その1点目の①とでもいいますか、時間短縮効果であります。今公表をされておりますのは、新幹線長崎ルートが開通をすると、現行の特急列車と比べて40分程度の時間短縮効果があるということが公表されております。公表というか、長崎県側がそういうふう言っておられます。40分程度というのは30何分だというふうに私は思うんですが、そ

それはそれとしまして、40分程度の時間短縮効果があると言っている中身を見ますと、博多駅から長崎までの、佐賀駅にとまるだけなんです。博多、佐賀、長崎、この最短の時間でいった場合に、40分程度ですね。ところが、新幹線長崎ルートの駅舎というのは、佐賀と長崎までの間に武雄、嬉野、大村、諫早、四つあります。例えば、これは停車時間が1分ずつだから4分というわけにはいきません。徐々にスピードを落としていって、そして停車をして、そしてまた徐々にスピードアップをしていかなければいけません。例えば、少なく見積もって3分ずつそれにかかるといたしましても、四つの駅ですから、三四、十二分、これで30何分から12分引きますと、20何分ですね。こういうふうなことを考えていきますと、例えば県内で言いますと、わざわざ武雄とか嬉野とか、そういうところにとまる時間短縮効果がどれだけあるのかと。少なくともそういうことが私としてはまだ疑問を持っております。

それから、経済波及効果であります。これはまだ私もどれくらいの経済波及効果があるのか、少なくとも佐賀県内の波及効果が幾らだということは聞いたためしがありません。つまり議論があっていない、あるいは検証があっていないということです。よくJR九州が採算が合うと言っていると、だから効果があるんだ。これはJR九州にとって建設効果があるということなんです。よくよく考えますと、JR九州はこの新幹線の建設、あるいは運営についてどれくらい負担をするか。建設負担はゼロですよ、JRは建設負担はゼロ。国が3分の2、地方が3分の1出して、そして鉄建公団に頼んでつくるわけですから。建設に対してはゼロだから、あるいは運行に対しては貸付料、貸す側から言いますと、つくった側からいいますと、貸付料をJR九州は払えばいい。しかも、受益の範囲内としております。利益が出ないと払わなくていいですよ、極端に言ったら。そういうふうになっているんですね。だから、JR九州にとっては効果がありますよと、建設効果がありますよと言っているわけで、これを地元が経済波及効果があるとかなんとかと混同したらいけない、こういうのがあるわけですね。

次に、もう一つはJR九州側から考えた場合に、先ほど北原議員も言われましたが、「長崎本線ば複線化すつきよかやっか」と。JR九州はまず長崎本線に、本音としてはこれ以上投資をしたくない。なぜかといいますと、例えば運送手段というのは空路、陸路、海路、鉄路あります。空路の場合を考えた場合に、これは飛行機の垂心力によって浮力、揚力を生みます。つまり空気が運んでくれますから、この空気賃ただです。燃料代だけでいいんですね。それから、海路の場合は海を浮かんで行きますから、海を浮かぶ賃というのは今はないですね。昔は四国なんかは運上金といって税金を取りよったようですが、ただで行けます。道路の場合も、道路というのは公共がつくってくれます。国とか、都道府県とか、市町村がつくってくれますから、その上を行けばいい。しかし、鉄路はそうはいかない。駅舎も鉄道敷地も全部、JR九州がお金を出して買ってから、そして上の線路も自分のところのお金で建設をする。運行については、それに対する費用、維持費、修繕費、こういうものは全部、JR

九州負担です。しかし、先ほど言いましたように、新幹線は建設に対しては自分たち何もお金を出さなくていい。それから、使用料についても利益の範囲内で出せばいいわけですから、これぐらいJR九州にとってうまい話はないわけですね。

ですから、新幹線長崎ルートというのは、少なくとも非常にJR九州にとっては魅力がある、このあたりのことを私たちはやっぱりよく考えておかなければいけないというふうに思います。

次に、地元負担の問題であります。

地元負担も少し分けて考えれば、直接の長崎ルートの建設に対する負担3分の1、それから関連施設、例えば駅舎を建ててみたり、いろんな施設を、これはもうかなり、100億円単位ぐらいの出費がどこの新幹線駅にも出ております。これが今のような、先ほどの橋爪議員の御質問にもありましたように、今のような、国もちろんそうです、北原議員言われたように、地方もこんなにきつい中で、例えば県が出されるとしても、県はあと2年ぐらいしか基金がないと言われるんでしょう。こういう中で地元負担というのをどうとらえるかと。

次に3点目ではありますが、並行在来線の問題であります。

つまり並行在来線そのものの問題ありますし、また、この並行在来線を切り捨ててまでやる価値が長崎ルートにあるのか、こういう議論をやっていかなければいけない。一つ目、二つ目、三つ目、この三つの議論というのはお互いに関連しているんですね。こんな財政が厳しいときに地元負担をしてまでつくる価値があるのか、あるいは並行在来線を切り捨ててまで新幹線を建設しなければいけないのか、これはお互いに関連、関係があるわけです。こういうことを私は県当局にも今までも訴えてきております。要するに、もう一回原点に戻って、こういう三つの点について県内で、全体で議論をやり直してくださいと。今、三つ言ったようなことは、全然中身は我々、私でさえわかりません、どうなっているのかですね。そういう基本的認識については、知事も部長も理解をいただいております。

私たちが、少なくとも政治の場にいる市長、議員諸兄、今、私たちは鹿島市の市長であるし、鹿島市の市議会議員です。今、地方の時代ということが盛んに言われておりますが、これは地方の時代の一番の原点とするべきものは、国と地方は対等の立場で物事を考えて実行していくということが、この地方の時代の一番原点になれば、旧来のような国に対して従属的な立場で地方がいる、これではやはりいけないと思います。地方の時代は、国と地方が対等の立場である。したがって、今回のこの長崎新幹線についても、国は推進をするという立場です。これは法律で、そういうふうに整備新幹線法で決まっているわけですから。しかし、我々は少なくとも、鹿島市の我々は並行在来線を切り離しでもされれば大きな痛みです。これは対等の立場で、大きいものには従えとか、長いものには巻かれろとか、そういう旧来の政治発想手法ではなくて、私たちは主体的に鹿島市のこの政治を預かっている者同士として共通認識を一にして、これに取りかかっているといかなければいけないというふうに思っ

ております。

こういう政治が絡む問題、いろいろなことが今からもあると思います。しかし、どうか、鹿島市議会としても全会一致で、この長崎本線を守っていくんだという決議をしていただいております。私と一緒にこの問題について大いに議論をし、そして長崎本線を守っていくように、私自身も頑張りますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

どうもありがとうございます。市長の決意をお聞きいたしましたので、私も一緒にやりたいと思います。

第1点目のバスの問題、これはいろいろな場合が想定されますし、それから一番、国や県の補助事業になるかならんか、そこら辺も含めてですが、できれば補助を受けて事業を起こした方がいいわけですけれども、できない場合の方策というのもやっぱり考えておいた方がいいんじゃないかなと、今の時代ですからね。

私は、こんなことを言っていていいかわかりませんが、例えば施設に会員制をとって、会員になれば、その人はどこからでも乗せて、あるいは電話をかけてくれると、そこに行って乗せて街へ連れていってくれるとかね。年間に幾ら会費をおいただきますと。そういうことができるかできんかは別としてですよ。そういうことでもできるのかどうか。あるいは、そういうこと、そぎゃんしてでんが、おどんはしたがよかばいとおっしゃるのかね。いろいろやっぱりその人たちの意見、当事者の意見もお聞きして、そして、その上でどういう対策を立てた方が一番いいのか、コンセンサスを得ながら、私はやっていくべきではないかと。しかし、やっぱり急がばらんとということですよ。あの坂道を上ったり下ったりというのは年寄りにはざっとなかというお気持ちが強いわけですから、それにこたえるためにも、やっぱり行政としては早急に実施ができるように検討せんばいかんじやろうと思います。

地域の人たちも一緒になりながらですね、あるいは、さっきちょっと私は触れましたけれども、商店街の活性化を図るためにも、どういうふうにやった方がいいのか、両面から検討を加えていった方がいいだろうというふうに思いますので、これは、きょうは企画課長がお一人で答弁をいただきましたが、向こうの方にお座りの保険健康課長とか、福祉事務所長とか、あるいは市民部長あたりも一緒になって検討していくようなことをぜひお願いしたいというふうに思います。

新たにバスを購入したりなんかするとたくさんのお金がかかりますが、今までは補助事業として各施設にあるバスは出ているわけですから、そういうのを有効に使うということも私は必要じゃないかと。ですから、そういう場合には、やっぱり施設の皆さんとも一緒になって話し合いばせんばいかんでしょうから。私が一本柿荘とお話をしたときには、それはよか考

えですよという同意もいただきましたので、そいならば、やりやすかけんにやあとというふうなことも考えましたから、どうぞひとつ、そういう意味でたくさんの人を加えながら議論をしていただければと思います。

それから、市長に。これからです。もういよいよ私は正念場だと思いますので、機会をとらえて話し合いしながら、やっていくようにいたしましょう。またあと3人の方が質問に立たれますので、議員の考え方も市長もお受けになると思いますから、私はそういうことを期待して、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

福祉バス運行につきましては、先ほど課長の方から答弁いたしておりますが、もう少しちょっと概要を申し上げますと、今盛んに議論はしております。

一つは、議員御指摘がありましたように、赤字路線バスへの対応ですね。これは国の補助がなくなりつつありまして、それに対して県も私どもの方と十分議論をしていただきまして、最低これぐらいはやっていかにかいかんという線は打ち出しながら、来年度は鹿島市議会にも予算のお願いをするようにしておりますが、いずれにしても縮小傾向なんですね、これも。利用者からすると不便になる、そっちの方向に行かざるを得ない状況であります。

それからもう一つ、これも議員御指摘をされましたが、遠距離通学の問題。これも今回の太良町との合併協議の中では、最終的には合併をしてからどうするか決めると。その前に、鹿島市の都合では、その前にこれを廃止するとかなんとか、まだ十分な議論が尽くせませんので、鹿島市に太良町の政策を合わせてもらおうと、遠距離通学の場合は。そして、合併後にこのことについて根本的に議論をしましょうと、こういうふうなことにしているわけですね。こういうものとあわせながら、このあたりがどうなっていくか。早く言うと、そっちの方は廃止しよつとに、こっちの方は今から始めるという理由がまず納税者にわかりやすいように、我々が組み立てを理屈としてできるかどうか、あるいは状況がそういうものなのか、そういうことがありますので、幅広い、奥深い議論を今後も重ねていきます。

次に、新幹線問題ですが、議員御指摘がありましたように、新幹線の例えば長崎ルートへの認可申請は、これは鉄建公団からもう既に出されているんですね、これは民間で出されております。この認可をする場合に、その前に、着工認可をする前に、地元の同意が必要だと、こういうふうになっております。その地元の同意とはだれの同意だといいますと、知事同意だと、こういうことですね。知事と私との間で、井本前知事との間でも、期成会の会長である私の同意がないと知事も同意しません、国に対して同意しませんと。古川知事になられたりしてからも、私は直接そのお約束はさせてもらっていますし、県議会においても鹿島市選出の土井県議が委員会の場で、これは正式に知事とのこのことについて確認をしていただい

おります。

私は、我々がうんと言わないと、この認可がならないわけですから、そういうロックのかけ方をしているわけですから、これでじゃあ全部安心かということ、どうも細密にわたって中身を分解してみると、ちょっと待てよというところがあるんですね。それは、私が今心配をしておりますのは、与党の中で、今、自民党の中で議論がなされております。3月末までに与党案をまとめると。そして、5月いっぱいぐらいに政府・与党案をまとめると、これで大体決まりと思います。

新規着工をどこにするかと。この新規着工は、政治決着というふうにならんとも限らんわけですね。現に地元は、福岡県、佐賀県、長崎県の代表として長崎県知事さんが2月18日の整備促進特別委員会で、3県を代表する形で、肥前山口ー諫早間の並行在来線問題では沿線住民の生活の足確保と利便性向上を図る基本的姿勢で臨み、責任を持って対処する、こういうふうなことを言っておられるんですね。責任を持って対処するってどういう意味なのかと、ここが一つ、私はやっぱり心配するんです。それで、同意と認可という関係は言いましたが、着工区間決定について政治決着、地元3県代表で責任を持って対処すると言うたやっかと、そいけん、我々は着工区間に長崎ルートを入れたと、こういうことにならないように、我々はやらなければいけないということなんです。

着工区間に政治決着されて、あと認可までには我々同意がありますよ。我々の同意がありますけど、着工区間に決定したという、このおもしろいしかけられながらの我々のこれからの活動になってくるわけです。それより、この新規着工区間決定の前に我々の同意が必要じゃないかということ、実は中身で言えば県に対しても申し上げているんです。県も理解をしてもらっていますから、私の今の最高戦略は、県と歩調を合わせながら国に対してそのことを伝えるという戦略でいっています。これはやっぱり基本的にとるべきものだというふうに思っております。

それで、今村代議士もこの検討委員会で、先ほど申されたようなことを言っていました。非常にありがたかったわけです。その今村代議士に、さっき言いました「着工区間決定、あるいは同意、認可、このあたりの順番がどがんふうになつとですかね」というふうな相談をいたしましたところ、これはうちの議長、副議長、それから特別委員長も同席をされております。「これは着工区間とは、地元の同意がないと実質的にできんと思う」と。それはなぜかということ、着工区間に決定したと、来年度から着工してよかという予算がつくわけです。その前に認可がなければいけません。着工区間決定したわ、しかし、地元の同意がとれなくて来年度着工できないと、こんなみたんなかことはできんやろうもんと。県にも、部長さんにも何遍もそのことでお会いして、どうなのか。やっぱり県としても通常、実務者レベルから言えば、やはり地元の同意という絶対条件があるならば、それが無い限り、着工区間決定とはならないはずだと。通常解釈とすれば、そうですということは言われます。これ

は今村代議士も県も同じ見解です。

ただ、じゃ、私として心配なのは、100%そうなのかと。先ほど言いましたように、長崎県知事が3県を代表して、責任を持って対処すると言うたやっかと言われて着工区間に決定してしまえば、我々は非常に厳しいことになってくるわけですね。そのことを私たちは、ポイントとしては現時点ではそこだということを共通認識として持っておきたいというふうに思いますし、また、今月9日には地元の土井県議が、このことについてポイントをそこに絞った形にさせていただくだろうと思いますけど、一般質問でしていただきますので、その答弁について私たちは注意深く、まずそれを聞いて、そしてあとまた対応を考えていかなければいけないと。事は急を要するわけですので、そういうふうに思っております。どうか御理解を賜りたいと思います。

○議長（小池幸照君）

以上で10番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

明6日から7日は休会とし、次の会議は8日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時52分 散会